

下記の工事について、事後審査型制限付き一般競争入札(特別簡易型総合評価落札方式)をおこなうので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和4年9月5日

可児市長 富田 成輝

1 入札に関する事項

- (1) 契約番号 1-54
- (2) 工事名称 令和4年度 市道27号線舗装修繕工事
- (3) 工事場所 可児市 大森 地内
- (4) 工事概要
 - 施工延長 L=280m
 - 土工 1式
 - 撤去工 1式
 - 舗装工 表層工 再生密粒度TOP20 A=1,620m²
 - 上層路盤工 瀝青安定処理 A=1,620m²
 - 区画線工 1式

(5) 工期 契約締結日 から 令和5年2月17日 まで

(6) 予定価格 ¥25,248,300 - (消費税及び地方消費税を含む)

(7) 基準価格 無 (失格判断基準 無)

(8) 制限価格 有

(9) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。

(10) この工事は、電子入札システム(市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)でおこなう対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。

(11) この工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(特別簡易型)で行います。

2 入札参加資格

必要な建設業の許可	
特定・一般 (ほ装工事業)	
業種及び総合点数	
本工事の公告日における建設業法(昭和24年法律第100号)に規定するほ装工事に係る最新の経営事項審査の総合評定値(可児市発注者別評価点を含む)が700点以上あること。	
施工実績に関する条件	
本工事の公告日における最新の経営事項審査に係るほ装工事の平均完成工事高が予定価格以上ある者、又は平成19年4月以降に官公庁が発注した請負金額1,000万円以上のほ装工事を元請けとして施工(引渡し済み)した実績のある者。	

配置技術者等に関する条件	対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くとともに、同法第26条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができます。
事業所の所在地に関する条件	可児市内に本店を有すること。
その他の条件	入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】に示すとおりとします。

3 担当課

区分	担当課名	電話番号	住所
入札担当課	可児市総務部管財検査課	0574-62-1111 (内線) 3254	〒509-0292 可児市広見1-1
工事担当課	可児市建設部土木課	0574-62-1111 (内線) 2254	〒509-0292 可児市広見1-1

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和4年9月5日 (月) 午後1時から 令和4年9月13日 (火) 午後5時まで	可児市ホームページ又は電子入札システムよりダウンロード
質疑の受付	令和4年9月5日 (月) 午後1時から 令和4年9月9日 (金) 正午まで	電子メールで受付 メールアドレス: keiyaku@city.kani.lg.jp
回答書の閲覧	令和4年9月13日 (火) 午後1時から	可児市ホームページに掲載
入札参加申請	令和4年9月5日 (月) 午後1時から 令和4年9月13日 (火) 午後4時まで	電子入札システムによる申請 ※一般競争入札参加申請書、総合評価落札方式に関する技術資料を添付 ※紙入札方式の場合、上記添付書類を入札担当課まで持参
参加資格の確認	令和4年9月15日 (木) 午前9時から	電子入札システムによる
入札書提出受付	令和4年9月20日 (火) 午前9時から 令和4年9月21日 (水) 午後4時まで	電子入札システムによる
開 札	令和4年9月22日 (木) 午前9時30分から	可児市役所4階第4会議室
落札候補者の確認 資料提出期限	令和4年9月27日 (火) 午前10時まで	入札担当課まで持参 確認資料: 様式第3号、様式第3-2号、 様式第3-3号

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが、郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。
 ※確認資料は、「事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書提出要領」に従って提出してください。

5 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 本工事は、価格と施工能力等を総合的に評価して落札者を決定します。別添の「総合評価落札方式に関する技術資料の提出要領(特別簡易型)」を参照し、技術資料等を提出してください。
- (2) 総合評価の方法
 - ①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
 - ②(1)の技術資料等で評価した項目について、最大20点の加算点を与えます。
 - ③得られた標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値(評価値)の最も高い者を落札候補者とします(入札参加資格を満たす者であるかを確認した上で、落札決定します)。